



# 広報こざがわ

発行 古座川町役場総務課 電話(0735-72-0180)

2005  
10  
No.91

## 第20回 古座川の秋まつりが開催されます。

【町のゆとり・やすらぎ・いこいの場】として、すっかりおなじみになりました古座川秋まつりを、11月20日(日曜日)9時~14時明神小・中学校グランド・体育館におきまして開催します。

農林産物や加工品の展示即売をはじめ、体験コーナー、展示コーナーなど盛りだくさんな内容でお迎え致します。町民の皆様も、出来るだけ多くお越しに参加・体験をしていただき、楽しいひとときを満喫して下さい。

皆様のご来場をお待ちしています。



昨年の秋まつりの様子

これまでに提案された主なもののは次のとおりです。  
◎町づくり提案委員会をつくりました。公募による委員一九名で構成し毎月会議を開いています。

住民の皆さんに「町づくり」について意見を述べ、町への提案をいたぐる組織として、町づくり提案委員会をつくりました。公募による委員一九名で構成し毎月会議を開いています。

これまでに提案された主なもののは次のとおりです。  
◎環境対策  
森林の保水力向上のための運動を実施すると共に隣町へも働きかける。  
◎基盤整備  
景観保全のための景観条例づくりと道路の草刈など「美化」ボランティアの推進と支援を行う。

◎老人の健康状態、生活状況等を手紙で子供、親族に知らせる。  
◎産業振興  
農作物の集荷について、格差の出ない体制を確立し、農業の振興を図る。  
◎生活環境  
自然を観光資源として売り出し、グリーンツーリズム、有機農法の推進に町全体で取り組むと共に、有機野菜が提供される宿泊施設を設置する。

古座川を生かした観光(川舟下り等)を考へる。

◎組織  
従来の字単位の自治会活動を広域化し、活動の活性化を図る。  
◎その他の提案を実現するための検討や分析を行い、町に進言する組織を設立する。  
◎行政が町内独身者に呼びかけてお見合いの会を開催する。  
◎提携の実現するための検討や分析を行い、町に進言する組織を設立する。  
◎行政が町内独身者に呼びかけてお見合いの会を開催する。

・町内の既存施設、文化・自然資源、名所旧跡等の資産を活用し、活用状況を検証、分析し対策を図る。  
・過疎に負けない、将来子供たちが住める町づくりをする。

・和歌山地方法務局では、県民の皆様に法務局の業務内容を知つていただくとともに、多くの方々に親しみを持つて利用していくために、次とのおり相談所を開設することといたしました。  
・土地建物の売買や相続、土地の分筆や建物の新築、会社設立などの登記、地代賃などの供借、近隣関係やいじめなどの人権問題、遺棄や方針等で、困りごとがございましら、お気軽にご相談にお越しください。

○日時 平成一七年一一月一二日

(上)午前一〇時から午後四時まで(愛称は午後三時まで)

○開設場所 オークワパビリオンシティ

(田辺市、ジャスコ新宮店)

○相談内容 全般並びに公正証書制度

○相談担当者 登記、戸籍、国籍、供託、人権擁護等法務局の所掌事務

○お問合せ先 和歌山地方法務局総務課庶務係

○お問合せ先 和歌山県土地家屋調査士会会員

○お問合せ先 和歌山市南汀丁一三番地

(社)和歌山県水質保全センター

○お問合せ先 三三

## 石綿特別健康相談が開催されます

12月4日から10日まで  
第57回人権週間です。

### ○ 啓発重点目標

育てよう 一人一人の 人権意識  
思いやりの心、かけがえのない命を大切に

### ○ 強調事項

- 男女共同参画社会を実現しよう
- 子供の人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- 国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくす
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくす
- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう

① 平成一七年一月一七日 (木) 午後二時から五時	1 開催日時
② 平成一七年一二月一日(木) 午後二時から五時	2 開催場所
和歌山産業保健推進センター 川端衛(和歌山労災病院 放射線科部長)	3 参加者
その他	4 その他

○ 国民年金保険料の納付が困難な時は	○ 国民年金保険料の納付が困難な方には、次のような制度が設けられています。
経済的理由により、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、次のようないくつかの制度があります。	① 全額・半額免除制度
年金保険料の納付が免除される「全額免除」と半額の国民年金保険料を納付する「半額免除」があります。	② 免除制度には、全額の国民年金保険料の納付が免除される「全額免除」と半額の国民年金保険料を納付する「半額免除」があります。
承認については、本人・配偶者・世帯主の前年所得等を基に判断されます。	承認については、本人・配偶者・世帯主の前年所得等を基に判断されます。
② 若年者納付猶予制度	三〇歳未満の若年者の方で年金保険料を納付した証明の添付が必要となりました。
（○七三・四二・八九九）	平成一七年から社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を納付された方には、「一月に社会保険料国庫年金管理係」（○七三・四二・八六〇）

○ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。	○ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。
（○七三・四二・八九九）	（○七三・四二・八九九）

○ お問い合わせ先 和歌山産業保健推進センター（http://www.naxnet.or.jp/~sangy/）	○ お問い合わせ先 和歌山産業保健推進センター（http://www.naxnet.or.jp/~sangy/）
（○七三・四二・八九九）	（○七三・四二・八九九）

○ 年金加入記録のお知らせ	○ 年金加入記録のお知らせ
（○七三・四二・八九九）	（○七三・四二・八九九）

○ 古座川町にお住まいの公的年金加入者の皆様に、田辺社会保険事務所から年金加入記録のお知らせが送付されます。（二月中）	○ 古座川町にお住まいの公的年金の加入記録をお知らせするサービスが始まります。（二月中）
（○七三・四二・八九九）	（○七三・四二・八九九）

○ 確定申告相談	○ 確定申告相談
（○七三・四二・八九九）	（○七三・四二・八九九）

○ お問い合わせ先 古座川町農業委員会（○七三・四二・八九九）	○ お問い合わせ先 古座川町農業委員会（○七三・四二・八九九）
（○七三・四二・八九九）	（○七三・四二・八九九）

## 国民年金について

の前年所得を基に判断されま

す。金手帳の記号番号以外の年

番号を複数お持ちの方、年金

に未加入の方などの年金加入

期間の整備が必要となつてき

ます。古座川町では、他市町村に

先駆けて公的年金の加入記録

整備をモデル地域として実施

します。

## 地域子育て支援センター事業

の承認については、本人の前

年所得等を基に判断されま

る制度です。学生納付特例

が始まりました。

古座川町では、地域子育て支

援センター事業を実施してい

ます。

古座川町では、地域子育て支

援センター事業を実施してい